

思ふに彼として、此の橋の構造を単に局部的に見るよりも、環境の特に美しい山水と拱橋の聯つた幾つかの曲線とが一つに銜け合つて、其所に醸し出すハーモニックの素晴しさに心打たれて、其の感激を卒直に全体的に表現する事に依つて、遂に彼としても異色の傑作を完成したのであらう。だが彼のように特に鋭く広い感覺を持たない多くの旅行者は、専ら橋の姿体の珍奇に驚いて周囲の勝れた風光を見落す場合がある。

○

さて此の名橋も、過日の洪水によつて流されてしまつた。寺や城のように建築的の国宝なら数多くもあらうが、橋の如き土木的の名物の極めて少い日本で、此の度の災害は我々にとつて一層の淋しさを感じさせる。広重の名画から橋を取つたあとの景觀は、確かに睛を失つた龍となつたのだが、然しこの不世出の画人が特に美しいと観じた環境だけは其のまま尙お残つて居る、「橋は流れても山河は流れない」だから若し此の位置に元の橋の姿体を復旧するならば、やがて又広重の天才的な自然觀をそのままに再現せしめ、或は山丘の松籟と清流のせせらぎの間に、版画的の日本風土の美の高調を典雅な高欄に倚つて、靜に再び聞くことが出来るであらう。

(以上、工學博士鈴木雅次氏)

第九章 錦帶橋の保護及び保存並に国宝問題

一、岩国保勝会の発起

錦帶橋の保護及び保存については吉川藩政時代に於ても常に注意を怠らず、藩民上下拳つて其の資金を分担していたこ

とは前章に於て縷陳した通りである。明治になつては主として岩国町が之を管理維持するの外、旧藩時代の町村は之に關係を有せざるに至り、而も架換、修理等に巨額を要するものを町民の負担に於てすることは困難なので、吉川元子爵家の助成のあつたことは勿論である。此くして多年経過し來つたが段々世の中の変遷を見ると、国道、県道の拡張又は改修に伴いて錦帶橋の如き彎形凹凸の橋が果して国道として適当なりや否も問題となつて来る。元來岩国を貫く国道線は大明小路から錦帶橋を渡り左折して河原町（今の旭町が猶お河岸の直辺に櫛比していた時）の岸路を経て川西より柱野村に通じていたので、車輛も通行出来ぬような橋梁が国道として持続すべからざるは見易き道理であるから、早晚此の国道は他に變更せらるべく、然る場合は国が国道の補修費として投ずる経費は、錦帶橋から取除かるるに至るべく、随つて此の橋は岩国町の里道として單獨にて今後の維持を図らねばならぬようになるが其れは到底堪え得ざることである。

此の大勢は日露戦役の大勝によりて国土開發の急転歩に伴い増進して、わが山口県の国道改修が行われんとするに鑑み町当局も之に順応の立策に苦心するに当り、本書の著者は其の頃東京に在りて保勝会を創立し、之を中心として錦帶橋の維持法を立て町に協力せんことを提唱したのである。時は明治四十一年、其の發起趣旨書は著者之を稿し、錦帶橋の維持保存を第一目的とし桜樹其の他の花木を栽植して四面の風景を修飾することとし、会則にも之を唱^{うた}うて町有志の奮起となり吉川家亦之を助け、次で大正元年寄附行為によりて資金を醸集する基礎を鞏固ならしむる必要ありて、財団法人に機構を改め文部大臣の認可を得たのが則ち当今の財団法人岩国保勝会の濫觴である。法人創立と共に吉川子爵を總裁とし、会長には冲原中将男爵を挙げ、理事長には岩国町長の職に在る森生惟輔氏を選任して、發起趣旨並に定款に遡い専ら国道變更後の錦帶橋の経営に當つたのである。その国道は大正に入つて間もなく明治以来のものが廃止され錦帶橋東寄りから関戸方面の崖道が拡張されて南北河内村を経て玖珂に通ずる新道が開かれたので、橋は單なる里道となつたから保勝会の

二、明治二十八年錦帶橋保存会設置の議

是より先明治二十八年早くも此橋保存法を説く風潮が勃興した。これは明治となつて国費果費の助成ありといえども、之に甘んずべからずという趣旨である。「岩国錦帶橋保存会設置主意書」を見ると、明治二十八年五月十八日付で其の起草者は玉井進とある。玉井翁は其の頃玖珂郡役所の故參郡書記で岩国町の故老の一人であつて、錦帶橋については常に深い関心を抱いていたから、広く郷人に説いて永久の計を立てんと自ら發起したものであらう。岩国保勝会の起らざる以前已に此の議あり、又是れ此橋の保護と維持保存について逸すべからざるものであるから、此に之を存録する。

岩国錦帶橋保存会設置主意書

横山錦見の間を流るる錦川に架設せる錦帶橋は、今を去る二百有余年前旧岩国の領主吉川広嘉公延宝元年始て工夫架設せられしものなり、其の翌二年の洪水にて石台崩れ反り橋落ち、同年再び工を起し石台の構造に改良を加へ成就せし以來、年を逐て架換へ、或は修繕を加へ今日に至る。其の堅牢なる、安永七年の大洪水と雖も崩壊せずして未だ嘗て通行の不便を感じし事なく、広嘉公の巧思周到にして茲に至る。之れが妙処は何れにあるか、曰く奇巧にあり、奇巧は何れの点にてあるか、曰く脚なきにあり、何ものか脚なきの橋を保存す、曰く三基の土台にあり、土台は之を繞るの布石にあり、又た反り橋の奇巧は全く釣り橋の理に合ふと当時梁工の茲に及ぶ實に天下絶無の名橋と謂ふべし。明治六年澳国維納府に於て世界大博覽会あり本橋の図画等を出品し構造を示され、世人賛美して止まざりしと。嗚呼広嘉公又岩国の名譽たり、本橋の名は全国到る処として知らざるなく、岩国の錦帶橋と云はんより寧ろ錦帶橋ありて岩国の名を保つと云ふも敢て過言にあらざらん、之れが保存方法の如き旧時に於ては四民に課するに藏出米の法あり、連続にて明治四年

に至り廢落の令出で制度の改革に伴ふて止み、爾來の工事は国費の支弁にして其の後果費の負担となり、今日工費の途あるも是れ普通の橋梁費にして名橋保存の目的に出たるにあらず、目的の斯の如くなる既往に徴し将来を考ふるに、費途に交遷を來たす時機或はなしとせず、爾來本橋に縁故あるもの目的の如何をも顧みず唯費途あるに甘んじ傍觀坐視すべき今日にあらず、宜しく費途あるの今日に在て早く已に保存方法を講究すべきは、縁故者の務めとし茲に本会を設け費金を募り、保存の途をして確乎ならしめ以て広嘉公の恩に酬い、天下絶無の名橋をして永遠に保存せんと欲す

明治廿八年五月十八日

起草者 玉 井 進

方今に於ては国が文化財の保存について深き関心を寄せて居るが、其の当時は未だ其の国策が定つていない為に、錦帶橋に対する国費又は果費の負担は單に道路というに過ぎなかつた、本主意書の起草者が縁故者の寄付によりて保存の途を開かんとするのは文化財としての保存法であつた。而も其の基金は僅に壹万円を集むるというに在る、其の会則は左の如し。

岩国錦帶橋保存会規則

第一条 本会は錦帶橋保存の目的を以て設置し名称を岩国錦帶橋保存会と称し有志の義捐金を以て維持す

第二条 本会の任務は左の三項とす

一、本橋保存に係る諸件を調査し永遠保存の方法を設定する事

二、本橋保存の方法を実施する事

三、本橋の保存費金を保管し元金の増殖を図る事

第四條 本會に總理、幹事、書記、委員、評議員を置き任務を處理す。之が事務所を岩國に設置す

第五條 本會の總理及委員は會員に於て選舉し、評議員は委員の選舉とし、幹事及び書記は總理の特選とす

第六條 評議員の任務は委員の選定とす

第七條 本會役員及委員の任務は評議員の評定する處により施行す

第八條 本會の元資を金壹万円とし元利の増殖を図り利子を以て保存の經費に充つるものとす（以上）

三、岩國保勝会の機構を財団法人に進めた趣旨

此の會あつて後、其の事業はあまり捗々しくなかつたように思う。此くて十三、四年の後、岩國保勝会の勃然鬱興せしは其の反証として視るべきである。本書の著者が初めて保勝會創立を提唱するや、岩國は教育地と為すべく宮島のような遊覽地と為すべからずとの反對論が、郷土並びに東京の同郷人間に動いていた。其れは勤勉精神を奪い風俗を野卑ならしむというに在つた。是れにも一理なきにあらざるも保勝會は関わらず設立せられた、後其の基礎を鞏固にするため大正元年法人組織に変更せらるや、本書著者が躬ら筆を執つて、錦帶橋の維持保存の急なるを高調した會の趣旨書は左の如し。

財団法人岩國保勝會設立趣旨

錦帶橋維持ノ方法ヲ講ジ且ツ岩國及ビ附近ノ勝景ヲ補修シ土地ノ美觀ヲ保全スルノ目的ヲ以テ岩國保勝會ヲ創立セルハ去明治四十一年ナリキ、抑モ錦帶橋ハ今ヲ距ル二百四十余年前旧岩國藩主吉川広嘉公ノ創建ニシテ日本三橋ノ一トシテ其ノ名全国ニ普ク古來文人雅客ノ筆ニ上ルモノ多ク殊ニ近來交通機關ノ發達ニ伴ヒ都人士ノ群ヲ成シテ來リ賞スルモノ年ニ夥シキヲ加ヘ構造ノ巧、姿態ノ妙共ニ天下ニ伝ハリ先年開會ノ仏國巴里博覽會ニハ模型ヲ展スルニ至リテ著シク歐

米人ノ耳目ヲ惹ケリ、又往年北白川宮妃殿下ヨリ該橋保存費トシテ金円ヲ賜ハル等はレ偏ニ我ガ郷ノ誇トスル所ナレドモ顧ミテ其ノ物ノ現況ヲ見ルトキハ廢藩置県後国道筋ニ編入セラレ果ニ於テ之レガ維持ヲ図リ来レルガ故ニ、唯一様ノ道路トシテ修繕スルノ外手段ヲ取ラズ、其ノ名橋保存ノ美術的觀念ニ至リテハ殆ンド之ヲ顧ミルニ暇アラズ、從テ維持費少ナクシテ其ノ美觀ヲ保ツニ足ラズ其ノ普請ト云フモ要スルニ膏藥療治ヲ以テ一時ヲ糊塗スルニ止レリ、サレバ年ヲ經ルニ隨ヒテ漸ク藩政時代ノ偉觀ヲ失ヒ欄杆ハ腐敗シ橋板ニハ馬蹄ヲ陷ルル程ノ穴ヲ生ジ梁ニモ弛緩ヲ来シテ軋タ危陰ヲ感ゼシム、故ニ其ノ名ハ天下ノ名橋ト称セラルルト雖モ実ハ名橋沒落ノ慘狀ヲ暴露シテ顧ミザルノ状態ニ在リキ、是レ今ヨリ七年前同志ノ士首唱シテ岩国保勝会ヲ興シ之レガ維持ヲ講ジ衰態ヲ挽回セント期シタル所以ニシテ、而モ前途ヲ惟ミレバ車馬通ズベカラザル錦帶橋ガ永ク国道トシテ維持セラルルコトナク早晚撤廢ノ厄ニ遇フニ至ルハ見易キ勢ナレバ、其ノ期ニ及ンデ周章狼狽スルハ我ガ町民ノ此ノ上ナキ不覺ト言ハザルベカラズ、是レ其ノ當時ニ於テ益々錦帶橋維持法講究ノ急務ヲ主張シタル所以ナリキ。

錦帶橋ノ保全ニ伴ヒ岩国及附近勝景ノ補修拡張ハ当ニ主従父子ノ關係アルモノト言フベシ、錦帶橋ノ偉觀ハ四辺山水ノ明媚ニ依リテ倍々五龍雲飛ノ姿態ヲ極ムベク、西辺山水ノ明媚ハ錦帶橋ノ偉觀ニ依リテ彌々七彩映發ノ奇象ヲ尽スベシ思フニ風物地理ノ人情ニ及ボス影響ノ深厚ナル、強チ地文学者ノ説ヲ待ツテ知ラズ我ガ岩国ガ古来人情優美ニシテ雅俗共ニ備ハリ而モ事ニ当リテ敢為、難ニ逢フテ活氣横溢、鬱然トシテ衰凋ノ色ナカリシハ吾藩ノ歴史ニ於テ見ルコト稀ナラズ、而シテ廢藩以後輩出セル人物ニ就テ見ルモ、知名ノ学士、軍官、技術家等、周防東部ノ一小天地トシテハ其ノ數割合ニ夥シク三百年来歴史燦然敢テ人後ニ落ズ其ノ事固ヨリ藩政時代ノ教育与テ力アリト雖モ亦山翠リニ水清クシテ、聳チテハ高ク湛ヘテハ深キ自然ノ壯美ニ養成セラレタル氣風ノ結果ト言ハザルベカラズ、禿山枯河ノ国土ニハ翠モナク紫

俗ノ汚隆ニ関スル甚ダ大ナリト謂フベシ。
我ガ岩国ハ廢藩置県後幸ニ吉川公ノ御施設宜キヲ得テ他藩ノ如ク急劇ナル零落ヲ来サザリシモ經濟上ノ大勢ニハ如何ト

モ抵抗スベカラズ、過去二十年以來ハ町民ノ生活又旧日ノ如ク裕カナルコト能ハズシテ各自ノ生計年々急ヲ告ゲ町民殆
ンド一家ノ經營ニ汲々タルノ余リ、其ノ共同ノ所有物タル郷土ノ美景ヲ保存スル一段ニ就テハ勢ヒ等閑ニ附スルノ已ム
ヲ得ザルニ至レリ、彼ノ城山ノ如キハ官有ニ編入セラレ造林ノ為メニ危クモ三百年以來ノ積翠ヲ伐採シ去ラントシ町民
ノ熱望ニ依テ辛フジテ風致林トシテ保存スルコトトナリタルモ、其他ノ天然美ニ至リテハ自然ノ荒廢ニ放任シ由緒アル
史蹟蔓葛ニ埋モレテ隠レ、記念トスベキ花木ハ衰枯スルモ多ク顧ミラレズ、一例ヲ挙げレバ白石觀音や題目堂ノ老桜、
吸江淵絶壁ノ舞松、或ハ凋謝シ或ハ枯死スルモ人ノ之ヲ悲ムモノナク、岩国山ノ如キ招魂場山ノ如キ、向山ノ如キ徒ラ
ニ野武士ノ蓬髮ニ一任シテ四顧ノ光景転々索寞ノ感ニ堪ヘザラシム、実ニ聖代人文ノ為メ遺憾ノコトトセザルヲ得ズ、
曩ニ錦帶橋ノ漸廢ヲ痛慨シタル同憂ノ士ガ岩国保勝会ニ拠リテ風景ノ恢復ヲ企図シ其ノ修補拡張ニ着手シタルハ畢竟此
趣旨ニ外ナラザリキ。

此クテ本会ハ年々事業ノ進捗ヲ図リタルモ畢竟資金如何ニ依リテ事業ノ遲速ヲ来スモノナレドモ一時ニ資金ヲ集ムルハ
時宜ノ許サザルモノアリ、以テ今日ニ及ビタリシニ偶国道変更問題起リテ予想ノ如ク臥龍橋ハ県費ヲ以テ架換ヲ断行ス
ルト同時ニ、錦帶橋ハ一ノ里道ニ編入セラレ愈々我ガ町ハ独力錦帶橋ヲ維持セザルベカラザル大責任ヲ負フニ至レリ、
是ニ於テ今ヤ岩国町ハ町ノ負担トシテ之ヲ經營スルノ方針ヲ定ムルト同時ニ、我保勝会ニ援助ヲ求ムルコトトナリス、
我ガ会ニ於テ本橋ノ維持並勝地ノ保存拡張ハ実ニ我郷ノ盛衰面目ニモ関スベキ特殊ノ事業ト認ムルヲ以テ自今益々本会

ノ基礎ヲ鞏固ニシ本町一定ノ方針ニ遵ヒ本町ヲ助ケテ極力事業ノ完成ヲ期セントシ、今や多年ノ懸案ハ焦眉ノ實際問題トナリテ一ニハ我ガ岩国滿郷諸君ノ一大奮躍、共同一致ノ力ニ藉リ速ニ解決ヲ為サザルヲ得ザルノ機ニ達セリ以上ノ叙述ニ因リ本会創立ノ旨趣、其ノ經過並本町ト關係ノ梗概等知悉セラルベキヲ信ズ、希クハ同郷ノ諸彦其ノ内ニ在ルト、外ニ在ルトヲ問ハズ我ガ錦帶橋ハ実ニ我郷祖先ノ優秀ナル知識ト努力トニ成リ、其ノ功績ハ実ニ我ガ淳風優俗ヲ今日ニ助成シタル一大遺宝ニシテ我ガ郷將來ノ面目ヲ保チ其ノ繁榮ヲ期スル上ニ於テ一ニ神力ヲ傾注シテ其ノ美觀ヲ永遠ニ維持スベキ一大義務アルコトヲ深念セラレ、我等ノ微誠ヲ諒トシ奮テ賛同ノ榮ヲ賜リ郷里ノ為一臂ノ力ヲ添ヘラレシコトヲ切望ニ堪ヘザルナリ

謹白

大正二年二月

財団法人 岩 国 保 勝 会

以て其の当時の緊迫せる錦帶橋の運命を知るに足る、此の趣旨書は著者が在京の頃郷党の依頼によりて起草したのであるが、其の草案には錦帶橋は独り郷土の渡橋たるに止らず、尙日本の名橋たるに止らず世界に誇示すべき一大古建造物であるということを、十数行に及びて強調した文字があつた。それは錦帶橋の錦帶橋たる所以であることを高揚したのであるが、印刷成りて贈り来れるものを一見すると、其の一項が削除され龍を描いて晴の失われたのを發見した。後に聞けばそれは余りに誇張に過ぎたから省いたということで、以て其の頃の郷党が此の橋を見ることの低調なるに一笑を禁じ得なかつた。現代人の錦帶橋観と甚しい懸隔のあることを想い見るべきである。

明治四年廢藩置縣の大改革あるまでは吉川元子爵家が此の橋の維持に當つたことは、藩政府として當然の事であつたけれども、其れ以後は名橋保護と言ふよりも道路として国や縣の管轄に歸した以上、岩国町が専ら之を保存せねばならぬ、しかし吉川家は其の祖先の遺業に對して決して閑に附し去らなかつた、由來吉川家は他藩の華族が明治以來、其の郷土に對し緣故薄く、其の政治的關係が廢藩置縣後斷絶したるに隨いて多く顧みるところなかりしに係らず、吉川家は克く岩国郷土の面倒を見られたのであつた、殊に故吉川重吉男爵は令兄経健子爵の世を去られし後は、専ら吉川家の中心として郷土の為に尽されたことは、著者の如き常に親炙したものの熟知するところである。岩国町には吉川家から大正八年特に寄附を受けた貳拾五万円の基本財産があつた。是れは之を利殖して町費の一端に供せよとの愛郷精神の發露であつたかかる美拳は他藩に於ては寥々晨星の憾がある。今ま大正五年以來の錦帶橋基金始末について岩国町役場の記録によりて見るに、吉川家が岩国保勝會を通じて、年々助成を与えられた成績は左の如し、勿論保勝會の風景修繕費に投じ、保勝會は其の中から年々一千元又は三千元を町に寄附して錦帶橋に供する仕組みであつた。

吉川子爵家寄附錦帶橋基金始末

吉川家ヨリ保勝会へ	保勝会ヨリ岩国町へ
寄附払込年月日	維持基金への繰入
大正五年四月四日	維持基金への繰入
同 七月十日	
同 九月二十日	
金 額	維持
二二六〇〇〇〇	金
一六〇〇〇〇〇	
大正五年五月廿九日	一、〇〇〇円
	一、七八三、五五〇円

大正六年三月廿八日	同 六月廿九日	同 九月十八日	大正七年三月十八日	同 六月二十日	同 九月十三日	大正八年三月十八日	同 六月廿三日	同 十月十四日	大正九年三月廿四日	同 六月十五日	同 九月廿四日	合 計
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	二五、〇〇〇
大正六年四月七日	大正七年四月十八日	大正八年四月廿四日	大正九年四月九日	大正十年四月十三日	大正十一年四月十八日	大正十二年四月九日	合 計					
一、〇〇〇円	一、〇〇〇円	一、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇			一〇、〇〇〇円	八〇二、五〇〇	一、二五五、三四〇	六八五、三二〇	一五、〇〇〇、〇〇〇	
四、〇九八、二四〇円	三、三八九、九六〇	二、九二三、四六〇	六一、六三〇									

五、岩国町の錦帯橋維持基金積立計画

岩国町は右の寄附を受けて左の二表の如く維持基金積立及び維持費積立を行い橋の修繕、改築の時に之を使用した。

錦帯橋維持基金積立表

摘 要	受入年月日	受入金額	支出金額	現在金額
保勝会より寄附	大正五年度	一、七八三円五五〇	—	

基金利息（公債社債）	同 年 度	六二、二九〇		
保勝会より寄附 （北白川宮妃下賜金の分）	同 六年度	一〇〇、〇〇〇		
保勝会より寄附	同	四、〇九八、二四〇		
基金利息（公債社債）	同	三一三、三九〇		
保勝会より寄附	同 七 年	三、三八九、九六〇		
基金利息（公債社債） （預金）	同	四七六、二二〇		
保勝会より寄附	同 八 年	二、九二三、四六〇		
基金利息（同右）	同	五一六、三七〇		一三、六六三、四八〇
保勝会より寄附	同 九 年	六一、六三〇		一三、七二五、一一〇
基金利息（同右）	同	七三九、六五〇		
保勝会より寄附	同 十 年	八〇二、五〇〇		
保勝会より寄附	大正十一年	一、二五五、三四〇		
基金利息（同右）	同	八八六、五三〇		一七、四〇九、二三〇
保勝会より寄附	大正十二年	六八五、三二〇		
基金利息（同右）	大正十一年	九一七、九〇〇		
同	大正十二年	五四二、四九〇		

同	大正十三年	七六〇、八七〇	—	
同	大正十四年	三、一一三、〇五〇	—	二三、四二八、七六〇
勸業債券償還割増金	大正十五年	一〇、〇〇〇	—	
基金利息 (公債、社債、 預金)	昭和元年	一、二二二、八三〇	—	
同	同 二年	一、五〇三、九八〇	—	
同	同 三年	一、五四五、二四〇	—	二七、七一〇、八一〇
町費へ繰入 錦帯橋板敷替	同 四年		一八、八〇〇、〇〇〇	八、九一〇、八一〇
基金利息 (社債 預金)	同 年	一、四四七、六七〇		
町費より繰戻金	同 五年	三、〇〇〇、〇〇〇		一三、三五八、四八〇
基金利息 (社債 預金)	同 年	一、四六〇、九七〇		
町費より繰戻金	同 六年	一、八〇〇、〇〇〇		
基金利息 (社債 預金)	同 年	一、五〇五、五五〇		
町費より繰戻金	同 七年	一、五〇〇、〇〇〇		一九、六二五、〇〇〇
基金利息 (社債 預金)	同 年	一、五三四、二二〇		二一、一五九、二二〇
町費より繰入金繰戻	同 年	二、五〇〇、〇〇〇		
基金利息 (債券 預金)	同 八年	四七五、七二〇		二四、一三四、九四〇

錦帶橋架替費へ繰入	同	年		一三、〇〇〇、〇〇〇	一、一三四、九四〇
基金利息 (債券預金)	同	九年	三五、七〇〇		
岩国警察署改築寄附金へ繰入	同			一、〇〇〇、〇〇〇	
勸業債券償還	同	十年	一〇〇、〇〇〇		
基金利子債立金	同		一六、〇〇〇		
錦帶橋維持費積立金					
摘要	受入年月日	受入金額	支出金額	現在金額	
保勝会より寄附	大正五年度	一、〇〇〇、〇〇〇			
町費より積立金	同 年	一、五〇〇、〇〇〇			
保勝会より寄附	同 六年	一、〇〇〇、〇〇〇			
町費より積立金	同 年	一、五〇〇、〇〇〇			
基金利息 (預金)	同	一一一、一六〇			
町費より積立	同 七年	五〇〇、〇〇〇			
保勝会より寄附	同	一、〇〇〇、〇〇〇		六、六一一、一六〇	
錦帶橋修繕費支出	同		六、五〇〇、〇〇〇	一一一、一六〇	
基金利息 (預金)	同	三〇三、〇三〇		四一四、一九〇	

保勝会より寄附	同	八年	一、〇〇〇、〇〇〇		一、四二四、一九〇
町費より積立金	同		一、五〇〇、〇〇〇		
町費の中へ繰入	同			二、五〇〇、〇〇〇	四一四、一九〇
基金利息(預金)	同		九、〇九〇		
保勝会より寄附	同	九年	三、〇〇〇、〇〇〇		
町費より積立	同	十年	一、五〇〇、〇〇〇		
基金利息(預金)	同		二二、八九〇		
保勝会より寄附	同		三、〇〇〇、〇〇〇		
町費より積立	同		一、五〇〇、〇〇〇		
基金利息(公債)	同	十一年	四八四、二五〇		九、九三〇、四二〇
町費へ繰入	同	十二年		一、〇〇〇、〇〇〇	八、九三〇、四二〇
基金利息(公債)	同	十一年	五〇三、一六〇		
町費より積立	同	十二年	一、五〇〇、〇〇〇		
基金利息(預金)	同	十三年	三一二、七三〇		一一、二四六、三一〇
町費より繰入	同	十四年	一、五〇〇、〇〇〇		
基金利息(公債)	同		一、一二八、六二〇		

同 (同)	同 十四年	一、〇一三、二〇〇	一四、八八八、一三〇
町費へ繰入	同 十四年		
町費より積立金	同 十五年	一、二三七、〇〇〇	
基金利息 (公債 預金)	同 十四年	一、五〇〇、〇〇〇	一五、一五一、一三〇
町費より積立金	昭和元年度	一、五一一、五八〇	
基金利息 (公債 預金)	同 二年	一、五〇〇、〇〇〇	一八、一六二、七一〇
町費より積立金	同 三年	一、二二四、二八〇	
基金利息 (公債 預金)	同 年	一、五〇〇、〇〇〇	
公債社債売却による増額金	同 年	一、〇九〇、〇八〇	二一、九六七、〇七〇
町費へ繰入	同 年	二五三、〇〇〇	
	同 年	二二、二二〇、三六〇	〇

六、維持保護根本方針の變更と新基金制度の確立計画

斯の如き経済法によりて大正四年の橋板敷替、大正八年続いて昭和四年の架替、修繕等が行われて来た。偶々著者が昭和七年三月、東京より歸りて岩国町長に就任するや、此の橋の運命を思いて之れが保護維持につき根本策を定めねばならぬと決意したのは、上記のような維持法では今後の保存は困難となる。何となれば藩政時代と異なり交通量は増加して橋の磨損は増大し、其の用材の如きも往時に於ては概ね乾燥年を経たるものを用いていたが、近來は其の違なく伐採日を待たざるものを用ゆるなど、腐朽が早いので改造年限を短縮せねばならない。而も岩国町の財政状態は頗る貧弱で今後の重

き負担に堪ゆべくもない。而して此の橋たるや単なる岩国の橋梁にあらず其の奇構は本邦の造形芸術の建造物として世界に誇るべきものであるから、当に「国宝」に移し国家の保護に任すべきものであると考へて茲に国宝編入運動を起し、其の年文部省に申請し、国宝保存会議員工学博士関野貞氏の出張臨検となつたのであるが、其れは後に記すとして、一面には昭和八年十一月更めて吉川子爵に情を訴え、百尺竿頭一步を進められて維持基金として一時に八万円の寄附を賜らんとを請うことになつた。其の時の計画は左の如く、改修工事年度の短縮を基本としたのである。

錦帯橋基金目論見書

本目論見は昭和八年度架橋より十三年目に板張替及高欄等見へ掛り新調修理、二十六年目に全部の架替を為す計画なり

(第一表、第二表)

△第一表 工費(現在の設計金額を標準とす)

一、全橋架替工事費			
工費及雜費	金八万六千円	工費及雜費	一、五〇〇、〇〇〇
敷石修繕費	金壹万円	敷石修繕費	一、二〇〇、〇〇〇
予備費	金四千元	予備費	一、五〇〇、〇〇〇
計	金拾万円	計	一、二五〇、〇〇〇
二、橋板高欄部板等見へ掛り新調修繕			
工費及雜費	金參万六千元	工費及雜費	一、二八〇、〇〇〇
橋体補修費	金貳千元	橋体補修費	一、〇三〇、〇〇〇
計		計	一、三一〇、〇〇〇

金貳千円

予備費

計金四万円

△第二表 基金計算

一、金八万円

右基金を年四分にて据置、十三年目に金拾参万参千貳百五十円

此の年度に於て張替、見へ掛り、新調修理を為す、此の工費金四万円を要するも、内一割五分即ち六千円の国庫補助あるものと見做し、参万四千円を基金より支出し、

金九万九千貳百五十円

右基金を年四分にて据置、十三年目に

金拾六万五千百八拾参円

此の年度に於て全部の架替を為す、此の工費金拾万円を要するも内一割五分即ち壹万五千円の国庫補助あるものと見做し、八万五千円を基金より支出す、残金

金八万百八拾参円

以上により貳拾六年目に基金八万円に還元す

此くなれば工事期限を短縮し橋板橋梁の余り見苦しくならぬ内に、其の新装を保つことが出来る計画であつた。岩国町長たる著者は之に対し左の陳情書を起草して、吉川子爵家令へ提出した。

吉川子爵家令へ基金八万圓の寄附懇望陳情書

七、吉川子爵家へ基金八萬圓の寄附懇望陳情書

拜啓

時下益々御清祥奉賀候、陳者毎々御配慮を相煩はし恐縮之至に御座候得共、過般来口頭を以て所要申上置候錦帶橋維持問題に關し茲に書面を以て御内談申上候に付、単に岩国町望蜀の懇求として御斥けなく錦帶橋の上に将来差起るべき存亡問題は町の上にも重大なるに相違なきも、他面には此の橋梁が吉川家御祖先の御創設に係り爾来二百六十一年間風霜を凌ぎて旧態を保全し、日本三橋の一たる勝名を博したるのみならず、其の奇構が世界稀有のものとして斯道専門家の推賞を受け、文部省は国宝保存会員関野博士を派して調査を行い建造物としては国宝に編入せらるべき価値存すとの批評を受け居り、岩国町の措置次第にては国宝となすべき機会頗る熟しつつある理由有之候間、此の機会に於て之を国宝保存法に拠りて國に於て保存せしむる道を取るは天下の名橋をして文字通り其の令名を發揚せしむるに止らず、吉川家御祖先の偉業にして御家代々の「御家宝」とも申すべきものを、纔に一町村の微力に任して維持するよりも強力なる国法に拠りて保護し之を千載の後に伝ふるは、吉川御家職としても慎思熟慮せらるべき十分の問題と愚考致候、彼の御城山の如き藩籍奉還以後幸にも岩国町又は一、二民人の所有に落ちずして国有に帰属し風致保安林として國家の保護を受けたるが為に、依然藩政時代の縁を変へず鬱々として積翠年々濃やかに關西中国稀に見る秀靈の氣を鍾め居候、依りて左に所見を述べて子爵閣下へ御進言を冀ふ次第に御座候

一、錦帶橋は創設以來の記録を見るに大正三十七、八年目に架替を行ひ、十七、八年目に板張替を為し、原型を損せず今日に至る、旧藩時代と明治以後今日の時代に於ては交通數量に雲泥の差あるのみならず、履靴に於ても軟硬の相違ありて橋の寿命自ら短縮せらるるに係らず其の修復年度は旧慣を套襲するに付、年月久しきに亘りて天下の名橋も磨損腐

朽の醜態を觀光客に暴露し、人をして失望せしむ。現に本年架替に迫れる三反の橋梁を見れば誰か之を以て名勝と稱するものあらん、故に今後の修覆計画は架替を二十五、六年間、板張替を十三、四年目と定め、未だ甚しき損傷を見ざるに前ちて面目を一新し名橋の装觀を全ふする必要あり。

二、錦帶橋架替に要する工費は昭和四年の二反及び昭和八年の三反の其れに依りて見るに、一反平均貳万円を要す、即ち全部架替に十万円、而して板張替には四万円を要するに付、今修覆年限を短縮して架替二十五年、張替十二年とするときは茲に八万円の維持基金を備へ、其の金利四分を複利に依りて積立て工費支弁の途を立つること別表の如し（此の別表は前に掲出してある）

三、錦帶橋は明治以後は国道に編入され大正年間に国道が他線に移ると共に、里道（今の町村道）となり若干の果費補助を得て主として岩国町費を以て維持し来れり、即ち本年三反の架替工費五万四千壹百円の内貳万參千円は果費補助とす、而も果費補助は一時下附にあらずして今後十年又は十數年間に亘りて毎年の定額を予示せず、県に於ける年々の財政状態に因りて交付額を定め、若し県の財政之を許さざる場合は交付せざることあるべしとの条件を附しあるが故に、県の補助なるものは町に取りて敢て安固と言ふべからず、殊に近年県財政の膨脹に伴ひ一般事業費の整理緊縮行はれ、補助に対する検討嚴密となり為に錦帶橋補助費交附の旧慣例を棄てて之を避けんとする傾向漸く濃厚を加へ来れり。

四、県当局の理由とする所は強ち首肯すべき点なしと言ふべからず、即ち錦帶橋補助の理由は「町村道」なるが故なれども、凡そ牛馬車輛の通ぜざるものは之を道路として視ること困難なり、錦帶橋は旧時の慣例上毎次果費補助を与へたるも近年国宝保存法の新法律が發布施行せられ保護の道開けたる以上は、之に依りて補助せらるるを至当と思はるるに付、可及的速に此の法に依るを可なりとす、然らざるに於ては県に於て錦帶橋を完全なる道路と見ずと云ふ決定を下す

の日以来、縦令貳万三千円の補助申請の許可指令を与へありとも、爾後の補助年賦は中止の厄に遭ふを保し難し云々、是れ今回の補助申請を許可するに当り県当局より口頭を以て注意を与へられたるものなり、果して然らば町は早晩独力を以て維持せざるべからざる困難に遭遇すべきに付、此の予想の下に今日に於て之が対策を備へざるべからず。

五、然るに之を此の儘国宝に編入するには文部省国宝保存会に於て多少の異議なきにあらず、其の内耳を傾くべきは錦帯橋は建造物としては国宝たる価値を具備すと雖も、憾むらくは「公道」として管理さるるを以て道路を国宝とするは如何にも遽かに首肯し難し、故に之を公道より除きて純然たる建造物として管理の道を取るを以て捷徑とす云々

六、県は道路解釈の点より県費補助に難色あり、国宝保存会は公道なるが故に国宝に移すに難色あり、是を以て今日の大計は速に之を公道より除籍し純乎たる建造物として管理するの外あるべからず、此くするときは国宝保存会は多少の異議を排して国宝に編入するに至るべきは強ち臆断に止まらざるが如し

七、国宝に移さるときは県費補助は当然失はるべく之に代りて国宝保存法に依り維持費は百分の五十迄の補助あるべき筈なれども、現在の国宝保存補助金予算総額は僅に年拾九万円を超へざるに付、到底多くの補助を望むべからず、依りて岩国町は之を国宝として維持する大部分の経費を自ら荷担するの用意を要す、此の用意は錦帯橋維持の爲め独立財源を設け之を特別会計として専ら其の任に当ることとす、其の財源は前記二の項に記せる如く八万円の維持基金を作り年四分の利息を複利的に利殖し之が支途に充当すべし。

八、然れども岩国町の財政状態は如何に苦策を施すとも自己の財囊より八万円を捻出すること能はざるは一見遺憾乍ら明瞭なり、殊に錦帯橋にして一旦国宝に移れば保護の爲観覧の外漫に通行を許さざるが故に、一般通行者の爲には別に其の上流に平坦なる架橋を要すべし、此の工費は町自ら支弁せざるべからざるに至るを以て、錦帯橋維持財源の八万円

に至りては全く之を町以外の別途の源流に求めざるべからず、是れ岩国町としては洵に已むを得ざる誠願なりとす。

(以上)

拙職が審かに錦帯橋の過去現在将来を思ひ而して町の財政経済状態に顧み、且つ此の名橋の由緒に想到して其の維持源流を吉川子爵閣下に求めんことを冀ふに至りたるは誠に前陳の次第に御座候、拜察するに御家に於かれても近年御費途多端に在らせられ候際、此の如き懇願を呈出するは申上兼たる事に有之、殊に去大正八年貳拾五万円の御寄附を受けて昨年は其の積立を停止して參拾五万円の基本財産を確立するを得たる等、平生当町の蒙る仁沢優渥なるに当り、如何にも醜を得て蜀を望むの謗りを免れざるが如きも、錦帯橋の由緒は他の物と異なり広嘉公が洪水暴漲の自然力と戦はれ建築技術の多く發達せざる二百六十年前に於て早くも此の驚歎すべき奇構の大土工を興され、今や欧米各国にも珍異とする建築上の遺業を垂示されたる吉川家特別家宝の其れを国宝に登録し、永遠に保存する一大劃期的大計を定むるに就き、先以て御家御一個の御力にのみ是れ頼らんことを懇願するは、旧藩民たる岩国町の取るべき常道と相心得申候間、茲に参考書類を添へて御家職諸氏の大局眼に訴へ深謀遠慮を請ふ事に相成候、幸に尋常の寄附申出と同視せらるる事なく、君徳を美にする御趣旨を以て熟議を賜はらば拙職の微衷亦大に暢び真に仕合せに奉存候

敬具

昭和八年十一月二十二日

岩国町長 永田新之 允

吉川子爵家家令 佐伯岩二殿

其の当時、著者は斯くの如き熱情を以て町民の深意を代表して陳情したのであるが、吉川家家職は此の橋の運命に関し

左程の熱意を有せざりしか、或は吉川家の財政之を許さざりしか、又は吉川家のみが之を負担し町民之を免れんとするは余り虫のよすぎるものとしたるか、此の陳情を子爵当主へ聞達することを為さずして程経て左の回答を送り来りしことは甚だ遺憾であつた。

錦帯橋維持に關する御来議之件予め当家關係方面に對し及内議に候処、右維持基金全部を当家に於て負担するは余りに當を得ざる哉に認むるの外なしとの多數の意見に有之、依て改めて表向きの議に付せざることに取計申候間左様御諒承被成下度、不取敢右得貴意候也

昭和八年十二月廿六日

吉川家家令 佐 伯 岩 二

岩国町長 永 田 新 之 允 殿

千言万句を以て縷陳した書面に對し其の返事は此の如く簡單なものであつたには聊か失望した、これにて八万円基金問題は畫餅に歸した。

八、名勝区域、風致地区、区域の擴張並に国宝編入問題

是より先国宝問題を提起した著者は昭和七年に於て文部省へ提案し、数次省を訪うて其の意見を求めた、錦帯橋は大正八年法律第四十四号を以て制定された「史蹟名勝天然紀念物保存法」に拠りて「名勝」として保護され其の管轄は文部大臣に屬し、省内宗致局が之を担当していたから、屢々局長並びに保存課長と協議の結果、遂に省内の国宝保存會議員関野貞博士の出張来檢となつた事は前に記した通りである。

大正八年に此の橋が「名勝」に指定せらるるや橋の上流下流六十間と兩岸何メートルの間は名勝区域として橋の保存と風景に障害を来す行為は禁止されていた、岩国町長の職に在る者は文部大臣より管理権を依頼されて常に其の保護に当る責任を有している。此の区域の砂石を採取する事、敷石を取り去ること、河床に棹を立てて舟を留むることなど禁制となつてゐる。然るに熟々惟うに、橋の上下六十間だけが名勝として保護されながら其れ以外は勝手に任してよいものであるうか、六十間といへば僅に一丁の間である。其れでは名勝の保護にはならぬと考えた責任者の著者は、後年の事であるが其の区域を拡張して上は藤河村界の池ヶ迫付近より下は臥龍橋迄を名勝区域と為して橋上からの視界の内を保護し、而して別に『都市計画法』の「風致地区」の一章を適用して、上は池ヶ迫より下は愛宕橋迄の区間並びに其の兩岸の風景を保護するに、当局大臣の指令を受け其の後法律として其れが実施されてゐるのであるが、国宝編入問題は関野博士の来検以来、文部省は関野博士の指示に依りて錦帯橋の古図（元祿前後のもの）を徴して其れを写取り国宝保存会の議に付して研究を続けてくれた、関野博士は一見之を国宝に移すべきであるとして会議の席上主張してくれられたが、議員中には創建当時其のままの物が保存されたのではなく、其れ以来幾度か修葺や改築が施されてゐるから延宝時代の其の物は消えてゐる、という理由で、仏像や書画類の原物其のままと比較して、之を国宝とするに難色があり多数の賛成を得るには其の議論が障碍となつてゐた、私は之に對して、成程此の橋は延宝時代の其のままの物は消えてゐるけれども、室外にさらさるる木造財の性質上其れは已むを得ない、若し原物其のままが保存されていなければ国宝とすること能はずと主張するならば、京都の金閣寺、銀閣寺は如何、日光の神橋は如何、室外に在りて風雨に暴^{さら}されてゐる建造物は永年の間には腐朽する部分もあるから、原造当日の物が其のまま幾百千年の後まで完全に其の形体を存するものでない、瓦一枚飛んで新品に葺替えても原物は完全に伝えられてゐるとは言えまい、況んや谿谷の神橋の如きは原形は保たれてゐない、斯の如きことは

其の歴史と建造当初の意匠とを保存されて居れば其れでよいのである。錦帯橋の如きは専ら原造当時の建築を継承して其の意匠を失うては居らぬ、之を形骸的に観ず之を精神的に見て造形芸術の美を感じしむる所に特長があるのであるから、敢て改築によりて其の国宝たる価値の軽重得失を論すべきでない、というのが岩国町長としての著者の意見で、難色ある国宝問題を解決せんと努めたのであつた。当今に於ては此の意見が認められて国宝問題は決定しているようである、只憾むらくは国宝論者の関野博士は岩国来検の翌年かに病を以つて歿してしまつたから、一人の雄將を此の保存会から見失うたことは、其の進行に一頓挫を加えたことであつた。

国宝問題に關しては著者は当時の宗教局長安井氏(?)にも面談し出張の途次岩国に立寄つてもらつた、恰も昭和八、九年東寄の三反橋架替直前であつて、腐朽せる高欄を叩いて目を注いだ局長の面目は今猶記憶に新たである、文部省保存課長有光次郎、同青戸精一両氏も深い同情を以て尽力してくれた。有光氏は後進んで文部次官となり今は文化財委員会の最高職に在りて健在であるが青戸氏は年壯にして物故してしまつた。さて文部省の錦帯橋国宝問題は重要な案件として残されているので、一朝其れが決定の暁交通を禁止するとすれば、之に対して平坦なる代橋を架ける必要が生ずる、茲に於てか山口県知事戸塚九一郎氏に対して代橋架設の内議を提案し知事は早速大体の設計を立て、鉄筋コンクリート橋として約二十二万五千円程度の工費を計上し其の議案を示してくれた、幅員四間の橋であつたと記憶する。然るに其の位置は錦帯橋の上流とすべきや下流とすべきや、交通上よりすれば旭町と土手町との密集市街の間に架すべきが至当であるけれども、錦帯橋上よりの山水風景の眺望の視野を妨げる欠点がある、依つて文部省に申出でて其の位置を決定せんことを請うた、勿論「史蹟名勝天然紀念物保存法」による名勝区域であるからである、文部省は其の囑托国府種徳氏(漢詩人として著名ある岸東)を派遣し、次で理学博士脇水鉄五郎氏(国立公園の委員)を派遣し二回之が実地を検分してくれた、その

いずれの場所を撰むかについては何の明答を与えなかつたが、多分錦帯橋の上流、鳴子岩の位置から横山へ渡すを可としたのではないかと想われた。

其の後は日支事變の勃発と太平洋戦争酣となつて戦時国家は又国宝問題に頭を使う邊のない為に、自然宿題として見送らるゝの外はなかつた。其の内に橋板の敷替年限は、昭和二十年から二十一年が横山寄りの二橋、同二十六年が東寄りの三橋となつていたが、終戦後の混乱は又之を顧みる余裕がないので、腐朽は既に來ていても其のまま見送られて來た、衆議院の文化財委員代議士は廿四年頃來検して国宝問題を研究した。今日の物価としては莫大なる工費を要し国家財政の現状よりして其の事容易ならざるに驚き、未だ院議に上らざる内に昭和二十五年九月の出水落橋となり、先以てこれが再建に忙殺さるゝの外、国宝問題は此の後に残さることになつて、本稿を草する頃は、明^{あした}且待たる其の日に望を囑して、錦帯橋史の筆を進めつつある。(時に二十六年春)

さて又、錦帯橋が国宝になつたとて、岩国市民の負担が大に減ぜらるゝものと期待することは早計である、元來錦帯橋国宝問題を提起した時、其の頃文部省の国宝保存費の予算額は一年僅に拾九万円に過ぎなかつた、之を全国の私有国宝物件、公有国宝物件に補助して其の多きを冀うは至難の事であつた、故に概ね私有の指定国宝物件は私人自己の力を以て保存し、公有に至りても多くの補助を与うることが出来なかつたから地元や其の団体の負担が多かつたのである。当今は其の予算額が雲泥の相違になつてゐるけれども、尙、且つ多きを望み得べからざる状態にあるから、よし国宝になつても市は其の過半を自ら負わねばならぬことになるう、其れは前以て覚悟せねばならない。今回再興の橋台工事は延宝式に大改良を加えて、現代工学に則り基礎から全体を井筒を以てするのであるが、国庫より四千六百万円の支出を受けて居るけれども、其の外の三千余万円は県及び市が負担せねばなるまい、市民たるもの今後の運営に關して等閑視してはなら

ない、これは世界的建造芸術のマスターピースを有する岩国市民の誇であると同時に、其の一大義務であることを覚悟すべきである。

九、地元市民の保護觀念薄弱を指摘す

此の一大覚悟を要するに当り、市民に於て一大反省を為さねばならぬ事は、橋の保護に対し幾多疎慢の行跡ありしを遺憾乍ら指摘せねばならない、これは市民の誰彼れと指名せんよりも寧ろ市民全軀の責任として此の場合一大警告を放つて置きたい、昨年の錦帯橋落失の大事変突発するや一齊に驚心駭目、誰れ彼れは囂々として市当局の責任を攻め立てた、市当局平生の怠慢が名橋をして斯く為さしめたと口を極めて当時の市当局を罵る声を聞いたのである。併し乍ら著者は思う全軀此の落失慘禍の原因は今日に始つたのであろうか、試に出水の量計を考えて見るに、落橋其の日の水嵩は相当増大したけれども著者の多年の経験に依るに、此の位の流量は是れ迄度々あつて、むしろ是れ以上の出水は昭和十七年並に同二十年の其れの方が尙多く、今二、三尺の処で横山乗越しの道路を越えて横山地内へ浸入する危急を見たこともあつたのであるから、今回の落失は必ずしも洪水量の為のみでないと思ふと共に、既に橋台の基礎に於て寿命が到来していたのを省みねばならぬ。延宝二年の再建以來二百七十七年、年月久し、既に其の寿命の尽きる時が来ていたので、強ち市当局の責のみでない、而も其の寿命は今日始めて来たのであるか、五年前に来ていたのであるか、十年前に来ていたのであるか、二十年前に已に其の端を発していたのであるか、若し十年前に来ていたとすれば昭和七年から十六年迄岩国町長、岩国市長の職を執つた著者にも其の禍因を発見し得なかつた責任がある。而も寿命が来ていたとは言え、錦川奥地の森林の濫伐や、錦帯橋河辺のバラスの濫堀や、上流ダムの不意の開放など、此れらの悪条件が加わらなかつたならば、其の寿

命の尽きるのを早からしむることは無かつたものと思う。

抑も錦帯橋を保護する責任は唯だ市町の当局のみであるという觀念が間違つてゐる、著者が尤も遺憾に思うことは、市民が此の橋の保護に対する共同責任觀念の薄弱なりしことである、文部省は此の橋を「名勝」に編入してより橋の形体、四辺の風光を損傷する行為を禁制して居るに係らず、又其れを公示してゐるに係らず、之を犯して相咎めざる無頓着の風俗が從來多々あつたのである、砂利の採取にも制限あり、河床敷石の保護も示され、いろいろの禁止事項あるに係らず、然として之を守らず、犯則する者が多かつたことは保護の責任ある著者の目にも余るものがあつた。例令ば河床の敷石は橋台の基礎を保護する工作物であるのに、町民の中には庭の盆石に宣しいといつて黒い色の敷石を窃に持帰る者もいた、小供などは小魚や蝦を追うて敷石間の詰石を起すことが頻々とあるので小学校長に注意方を依頼したこともある、敷石の間に棹を立てて川舟を留め鮎をかける者は戦時中から終戦後にかけて、毎日見るところであつた。東寄りの橋本の崖下には塵芥棄場のように付近の町民が誰れとなくゴミを投棄し其れが堆積してゐた、沖のバラスは採取に制限があり且つ土手下に接近して取つてはならぬのに後日の禍を考えず金儲けの爲に取ることを憚らなかつた。是れらの行為は概ね橋台の崩落を招く原因となつてゐる、美觀から言つても。橋の高欄に落書を爲し或は小刀にて削り、又橋板の上に喘唾を吐き散し屑物やタバコの吸殻を投棄して顧みぬ風が行わるるので、著者は特に屑物入として陶器の壺を一反り毎に漆喰路の一隅に備えつけたが、夜中に其れを破壊するものあり甚しきは橋下の河原へ投げ棄てるものがあつて、其れに隨ひ補充を度々したけれども際限がないので遂にやめてしまつた、或は又白昼公然リヤカーや姥車に荷物を載せて反り橋を転がして渡り、憚る色もなく近道を急ぐ輩も珍らしくない、此んな行為が常に在るに係らず警察官も別に咎めないのは法律の執行を監視する役目であり乍ら、「史蹟名勝天然紀念物保存法」が此の橋に適用されてゐるを知らないからで、著者は口頭を以て或

は文書を以て警察署長に屢々其の注意を促すぐらいであつた。

そこで市民の注意を喚起する為に県と文部省とに協議して著書之を起案し左の掲示板を橋頭に特設したのであるが、一向に遵奉されず広告ポスターを其の上に貼り付けるなど、官公衙の禁制公告を蔑視する風のありしは、如何に市民が自己の誇りとする此の橋を軽く取扱いていたかを知るべきである。

錦帯橋禁制

錦帯橋は史蹟名勝天然紀念物保存法に依り保護せらるる天下の名勝にして車馬の通行及び橋の現状を害する行為を禁止され、之に違背する時は六ヶ月以下の禁錮若しくは拘留又は百円以下の罰金若しくは科料に処せらる

一、車馬の通行を禁止す

自転車等の携行は許さるるも乗車の儘又は多量の荷物を載せて通行する事を禁ずる、又リヤカー、乳母車類の通行は絶対に許されず

一、橋の現状を害すべき行為を禁ず

欄干、橋板、橋梁、橋台、敷石等橋の各構造に対し之を汚損し又は毀損し若しくは破壊墜落の原因となるべき行為を禁止するものにして之が大体を例示すれば左の如し

- (イ) 鉛筆、インキ、墨其の他の色物を以て樂書する行為
- (ロ) 刃物を以て削り又は過失と雖も衝突毀損の行為
- (ハ) 燐寸の燃えさし、煙草の吸殻等を橋板又は欄干に遺棄し燃焼又は焼痕を印せしむる行為

- (二) 不淨等を為し又は過失と雖も是等の運搬汚物を覆寫したる行為
- (ホ) 橋の上流三百五十間（約六三七米）下流二百三十間（約四一九米）の区域内に於て砂礫を掘採する行為
- (ヘ) 同上区域内に於ける敷石を起し又は運び去る行為
- (ト) 同上区域内の河中に投錨し又は棹等を立て停船する行為
- (チ) 総べて同上区域内の河床に危害を及ぼす行為

右

山口県
岩国市

前記の条項は其の事実を日常眼前に見せ付けられたから、此の掲示板となつて現われたので、橋を尊重せざる氣風を赤裸々に表白したるものにあらずして何ぞや、吾人が殊更に昨年の藩橋は市当局の疎漫のみにあらず市民も其の責を分担せねばならぬと言うは此の理由からである。今回の再建は其の設計から言うも其の施工から言うも千年の壽を冀うての事であるが、之を保護し国宝としての光輝を保持する責任は主として市民の上に在りと断言しておくものである。

十、「錦帶橋祭」を創始した意義

茲に「錦帶橋祭」の事を誌しておきたい。著者が岩国町長たる時、恰も昭和十一年十一月三日を中心に三日間に亘りて祭典を行つた、是れは此の橋あつて以來始めての事である、（十一月三日は延宝元年創建渡り初めの日であると、町役場の記録に依りて日を定めたのであるが、其れは今回此の橋史を書くに當つて、其れより十六年前の明暦三年平坦橋の時の事であることが判明した）要は此の橋保護精神を普ねく町民に知らしむると共に、元來此の橋は岩国町民のみならず創建